

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和3年10月18日（月） |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- ・ 法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|--|---|
| 1 | <p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の11、規則第2条の15）</p> | <p>直近に開催する評議員会の議事録より作成者を記入する。</p> |
| 2 | <p>評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の履歴書の学歴・職歴欄の記載が不十分のため、各役員等の選任の要件を客観的に判断できなかった。</p> <p>については、選任の要件（社会福祉事業に関する履歴等）が客観的に確認できるよう、必要な内容が記載された履歴書を徴すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第39条及び第44条第4項、第5項、審査基準第3の2（2）、3（2）、4（2））</p> | <p>次回、役員等改選時より、履歴書の記入について、選任の要件が客観的に確認できる、学歴・職歴欄の記載となるよう説明し、必要な内容が記載された履歴書を徴する。</p> |
| 3 | <p>令和3年5月21日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を令和3年6月9日開催の評議員会へ提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第43条第3項において準用される一般法人法第72条第1項）</p> | <p>次回、監事改選時より、在任監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを、理事会議事録に記載する。</p> |
| 4 | <p>会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超</p> | <p>令和3年11月30日開催の理事</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、常務理事の報告は令和2年度1回行ったのみであった。</p> <p>については、理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第5項)</p> | <p>会より、会長に続いて、常務理事が職務執行状況の報告を行うこととした。今後も会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。</p> |
| 5 | <p>経理規程で小口現金の制度を規定しているにもかかわらず、事業費(会議費等)の支払において、職員による立替払の事例が見受けられたが、会計事故の原因となることから不適當である。</p> <p>については、日々発生する少額な支払は、職員の立替払に抛らず、小口現金による処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去(平成26年度指導監査)も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「平成26年8月29日開催の理事会で協議し、新会計基準に基づく経理規程を作成するに際して、小口現金について規定し適正な取扱いに努める。平成26年11月26日開催の理事会で再確認した。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第29条)</p> | <p>事業費等の支払いについて、基本的に振込払いを行い、出来ない場合は小口現金による処理を行うよう、法人全体で徹底する。</p> |